

## 協会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第53条(規程の制定)に基づき、公益社団法人日本植物園協会(以下「協会」という。)定款第4条第1項第5号の事業として、植物園事業に功労のあった者の表彰等を行うために必要な事項を定めるものである。

### (表彰の種類と概要)

第2条 植物園事業に功労のあった者を顕彰し、もって、植物園事業の発展に寄与することを奨励するため、協会表彰を行う。

2 協会表彰は以下の5つとする。

- (1) 植物園功労賞 植物園および関連施設において施設の管理や植物の育成、研究等に功労のあったものに授与する。
- (2) 木村賞 本協会功労者木村巨氏を記念して設けた賞で、植物園功労賞に該当する中から、特に優れたものに授与する。
- (3) 坂崎奨励賞 名誉会員坂崎信之氏の協力により設けた賞で、植物園および関連施設における若手職員の研究活動等を奨励するために授与する。
- (4) 保全・栽培技術賞 植物の育成や保全に関して顕著な業績をあげたものに授与する。
- (5) 特別賞 植物園および植物園協会の事業の推進について特別の貢献があったと認められるものに授与する。

### (表彰の基準)

第3条 協会表彰は、次の各号の一に該当するものについて行う。

(1) 植物園功労賞

- ア 植物園並びに関連施設において永年にわたり(概ね20年以上)勤務実績を積み、成績の優良であった役職員等。
- イ 植物の育成につき、特に功労のあった役職員等。
- ウ 植物園の発展につき、特に寄与すると認められる研究を行った役職員等。
- エ 以上のほか、植物園事業に顕著な功労のあった役職員等。

(2) 木村賞

- (1)のイ、ウ、エに相当するものの中で特に優れたもの。

(3) 坂崎奨励賞

本協会誌または大会研究発表会ならびに植物園等が発行する印刷物に研究業績を発表、あるいは所属園園長等が推薦した概ね年齢40歳以下の職員等。

(4) 保全・栽培技術賞

植物の保全、育成、繁殖に関して卓越した成果を上げ、その成果を本協会誌または大会研究発表会、あるいは植物園等が発行する印刷物に発表した個人及び団体等。

(5) 特別賞

植物園および植物園協会の事業の推進について特別の貢献があった個人または団体等。

(表彰者数と授与)

第4条 協会表彰は会長名の賞状を授与する。

- 1 植物園功労賞、保全・栽培技術賞は毎年度若干名を表彰する。
- 2 木村賞は毎年度1名程度を表彰する。
- 3 坂崎奨励賞は毎年度若干名を表彰する。
- 4 特別賞は会員からの推薦があった場合に適宜表彰する。
- 5 協会表彰には副賞を授与することができる。

(表彰者の選考)

第5条 表彰者の選考は協会表彰候補者選考委員会で行い、理事会の決議により決定する。

- 1 協会表彰候補者選考委員会の構成と運営については委員会規程に従う。
- 2 植物園功労賞、木村賞、坂崎奨励賞について、選考委員会は、会員から別紙様式により表彰候補者の推薦を受け、これに基づいて選考を行う。
- 3 保全・栽培技術賞について、選考委員会は、選考対象期間中に協会誌またはニュースレター、あるいは大会研究発表会等で公表された成果の中から、卓越した成果をあげた個人及び団体等を選考し候補者とする。
- 4 特別賞について、選考委員会は、会員から表彰候補者の推薦を受け、これに基づいて選考を行う。推薦にあたり特に様式は定めない。
- 5 委員長は表彰候補者が決定した場合、速やかに理事会に報告しなければならない。

(改 廃)

第6条 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行する。(平成25年5月30日理事会議決)

(平成26年3月14日理事会修正議決)

(平成31年3月11日理事会修正議決)

(令和4年12月6日理事会修正議決)

(令和6年3月1日理事会修正議決)